

射財第1099号

令和7年11月18日

各部（局）長 殿

財務管理部長

令和8年度予算編成方針について

このことについて、射水市予算の編成及び執行に関する規則第5条の規定に基づき通知する。

1 国の動向

国の「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎つつあり、2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長型経済に向けた「成長と分配」の好循環が動き始め、我が国経済は緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響や物価上昇の継続に伴う景気下振れリスクには注意する必要があるとしている。

こうした中、令和8年度予算編成に向けては、地方創生2.0やDX・GXの推進、防災・減災対策、少子化対策・こども政策の着実な実施など、持続可能な地域社会の実現に向けた重要政策課題に必要な予算措置を講ずることにより、人口減少の中にあっても国民一人ひとりにとってWell-being（幸福度）の高い、豊かさ、安全・安心、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を実現していくとしている。

2 本市の財政見通し

令和8年度における本市の財政見通しについては、歳入のうち市税では、個人所得の拡大が見込まれるもの、税制改正の影響や海外経済に起因する不確実性の高い経済状況により、個人・法人市民税の大幅な增收を見込むことは難しく、また、固定資産税の償却資産の減収の影響もあり、市税全体では令和7年度から若干の增收となるものと見込んでいる。

なお、去る8月に総務省が示した「令和8年度地方財政収支の仮試算」によると、地方公共団体が重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税を含めた一般財源総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

一方、歳出では、第3次総合計画の前期実施計画事業に必要な経費や公共施設の維持管理費用に加え、こども施策の拡充や高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加が見込まれるほか、継続する物価高騰や賃金上昇が歳出総額を更に押し上げる要因となり、歳出に対して歳入が不足する厳しい財政状況となる見通しである。

なお、前期実施計画における中期財政見通しでは、令和8年度は約7.8億円、令和9年度には約8.5億円の歳入不足が生じるものと推計しており、基金繰入金により収支の均衡を図ることとしている。

3 予算編成方針

(1) 基本方針

令和8年度予算は、第3次総合計画の将来像「いろどり ひろがる ムズムズ射水」の実現に向けた主要施策の着実な推進を図ることとし、限られた財源の中で最大の効果を発揮すべく、全ての施策の目指すべきゴールを明確化した上で、事業の有効性、効率性、優先性等の観点から費用対効果を検証し、合理的根拠（エビデンス）に基づく優先度の高い施策に予算が重点配分されるよう事業の選択と集中を行い、質の高い市民サービスの提供と時代の先を見据えた投資を進め、市民の幸せの実現とその幸せを継続して実感できるまちづくりを推進し、市勢の持続的な伸展を目指す。

特に、能登半島地震からの復旧・復興については、令和8年度が被災者支援・災害復興ロードマップの最終年度となることから、公共インフラ施設の復旧や液状化対策の重点化を図り、一日も早い復旧と市民が安心して住み続けられる「災害に強いまちづくり」を推進する。

また、人口減少・少子高齢化対策については、人口減少社会が本格化する現状を正面から受け止め、これまで取り組んできた妊娠・出産から子育て期に至るまでの支援の手を緩めることなく、未来志向型の新たな施策にも積極的にチャレンジし、ライフステージに応じた全世代への切れ目のない重層的な支援を展開する。

これらの優先課題に加え、物価高騰などの社会情勢の変化や多様化する市民のニーズにも的確に対応しつつ、将来にわたり持続可能な行財政運営を図るため、総合計画に掲げるインクルージョンの推進やニューノーマルへの適応、地方創生の推進、DXの活用による市民生活の向上といった4つの共通の視点を念頭に、多様な主体との協働・共創のまちづくり、公民連携やAI・デジタル技術の活用によるサービスの維持・向上、自主財源の創出をはじめとする行財政改革など、時代に適応した新たな視点を取り入れ、戦略的な施策を展開する。

(2) 総括的事項

① 第3次総合計画の前期実施計画事業

前期実施計画に掲げる事業については、毎年度の予算編成において社会情勢の変化や国・県が示す施策の動向に対応しながら弾力的に取り組むこととしており、予算要求に当たっては、今一度、事業の必要性、有効性、緊急性等について検証し、他事業との集約化やより効果的な手法等について検討を行うこと。

② 新規事業の取扱い

急速な社会経済情勢の変化への対応など、緊急度・優先度が高く、総合計画の基本目標の達成に向けた効果が明確で、財源を確保できる場合に限り予算要求を認める。また、あらかじめ事業期間や成果目標のほか、事業継続の可否を判断する基準等を設定しておくこと。

財源については、新たな財源の確保に努めるとともに、既存事業のうち、所期の目的を達成したものや、必要性が低下したもの、費用対効果の低いものについては、事業の集約や廃止を含めた抜本的な見直しを行うほか、受益と負担の適正化や対象者の絞り込み、公民連携（PPP）の活用、実施主体の見直しなど、あらゆる手段を講じ、その削減によって生まれる経費等を財源として要求すること。

③ 各部（局）長のリーダーシップの発揮

各部（局）長は、組織横断的な議論を通じて、部（局）内の全ての事業の優先度、重要度を十分把握した上で、市全体の最適解を導き出し、次の事項に留意しつつ要求に反映させること。

- ・ 多様な主体や関係部（局）との連携を進め、より効率的・効果的な事業展開に努めること。
- ・ 社会経済情勢の変化や本市の財政状況を踏まえ、自らの部（局）が所管する事業効果について厳しく検証すること。
- ・ 市民の負託に応えるため、リーダーシップを最大限発揮し、固定観念にとらわれず、事務事業の大膽な見直し、再構築に取り組むこと。

④ 国・県の動向の把握

物価上昇の継続など、依然として社会経済情勢が流動的であることから、国や県の動向を十分に注視すること。特に、こども未来戦略や地方創生2.0基本構想、防災・減災・国土強靭化対策など、国の重要施策について積極的に情報収集に努

め、新たな財源措置の取りこぼしがないよう留意すること。なお、財源措置が廃止又は減額される事業については、その在り方を検討し、原則として、一般財源への振替は行わないこと。

⑤ 公共施設マネジメントの推進

資材価格の高騰や賃金上昇に応じた適切な価格転嫁が求められるなど、公共施設の維持管理費用の増加が見込まれることから、省エネルギー化による経費削減を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編・集約化を着実に推進すること。

加えて、市民ニーズや社会経済情勢を踏まえた施設の在り方を再検討し、施設整備計画自体の見直しを図るなど、将来にわたり過度な負担を残さない公共施設マネジメントに取り組むこと。

⑥ 行財政改革の推進

第5次射水市行財政改革大綱及び第5次行財政改革集中改革プランに掲げた取組を着実に推進するとともに、業務プロセス調査や主要施策の成果に関する報告書における評価を踏まえ、全ての事業について効果検証を行い、その結果を要求に反映させること。

⑦ 広域連携による効率的・経済的な事業展開

令和8年度からスタートする「第3期とやま呉西圏域都市圏ビジョン」に掲げる連携事業により、サービスの共同化や行政運営の効率化を推進すること。また、市単独よりも広域的に取り組む方が効率的かつ経済的であると見込まれる事業の積極的な掘り起こしに努め、連携実現に向けた協議を進めること。

⑧ 特別会計の適正な経営

特別会計は、独立採算制を原則とし、一般会計からの基準外繰出金に頼らない経営に努めること。また、経営課題や将来推計に基づいた経営計画等を踏まえ、一層の健全経営に努めること。

4 予算要求について

(1) 歳入に関する事項

市税、地方交付税、国・県支出金等を的確に見積もること。また、有料広告やネーミングライツの掘り起こしに努めるとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の拡大など、新たな財源の確保に向け積極的に取り組むこと。

(2) 歳出に関する事項

厳しい財政運営が想定されることから、最少の経費で最大の効果を上げるために、事業の有効性、効率性、優先性等を十分に検証し、以下の点に留意の上、要求すること。

① 義務的経費

改めて積算単価等の確認と精査を行った上で、適切に所要額を要求すること。

② 経常的経費

物価高による影響を適切に反映させつつ、事業内容の見直し等による経費縮減を図り、令和7年度当初予算額（一般財源ベース）を基準に所要額を要求すること。

③ 政策的経費

ゼロベースの視点で全ての事業の費用対効果を検証し、合理的根拠（エビデンス）に基づく優先度を見極め、事業の取捨選択を行った上で要求すること。特に、新規事業と増額要求は、既存事業の廃止や見直し、又は新たな財源とセットで要求すること。

なお、補助金を新設する場合は、「射水市補助金適正化に関するガイドライン」に沿って計上するものとし、既存の補助金についても、目的や対象事業、対象経費を明確にした上で、補助事業者の收支内容や剩余额等の状況などを確認し、適正な補助金となるよう努めること。

④ 予算要求に係る特別枠

優先課題や社会情勢を踏まえた未来志向型の新たな取組に対する予算の重点化を図るため、次に掲げる取組を予算編成に係る特別枠として位置付け、重点施策として優先的に取り組むこととする。

なお、特別枠は、新規事業に限らず、既存事業に特別枠の視点を加えた事業の

見直しや拡充を行ったものも対象とするので、積極的な事業提案に努めること。

● こどもまんなか社会実現特別枠

子ども達が将来に夢を持って健やかに成長し、子どもを産み、育てたいという希望を叶え、安心して子育てができる環境づくりなど、「子育てるなら射水市」を継続して実感できる取組

● 「選ばれるまち射水」創生特別枠

若者や女性など意欲ある誰もが個性や能力を生かせる「地域のしごとづくり」や安心して暮らせる「多様性・寛容性のある地域づくり」、人が行き交う「持続可能なまちづくり」など、全ての世代が安心して働き、暮らせる生活環境を創生し、地域の価値を高め、人口減少の抑制と本市の持続的な発展につながる取組

● 震災復興、防災・減災特別枠

能登半島地震からの早期復旧・復興に向けた取組と、激甚化・頻発化する自然災害リスクの軽減に向けた防災・減災の取組

[参考] 要求基準（シーリング）の推移

年度	シーリング
平成 26年度	経常的経費は、要求額の上限を前年度当初予算同額まで認めるゼロシーリングとする。（シーリング対象経費は、消費税抜きの予算額で比較する。なお、シーリングは部（局・室）単位で達成すること。）
27年度	経常的経費、政策的経費（実施計画以外）ともに、要求額の上限を平成26年度当初予算の95%までとするマイナス5%シーリングとする。
28年度	経常的経費、政策的経費（実施計画以外）ともに、要求額の上限を平成27年度当初予算の95%までとするマイナス5%シーリングとする。
29年度	マイナスシーリングは行わないが、ゼロベースからの積上げを基本とし、歳入・歳出全般にわたり、徹底した見直しを行う。
30年度	経常的経費は、平成29年度当初予算額を上限とする。政策的経費（中・後期実施計画計上の事業等を除く）は、平成29年度当初予算額の95%までとするマイナス5%シーリングとする。
令和 元年度	経常的経費は、平成30年度当初予算額（一般財源ベース）を上限とする。政策的経費は、平成30年度当初予算額の95%までとするマイナス5%シーリングとする。
2年度	経常的経費は、一般財源ベースで令和元年度当初予算比マイナス3%シーリングとする。政策的経費は、一般財源ベースで令和元年度当初予算比マイナス5%シーリングとする。
3年度	経常的経費は、一般財源ベースで令和2年度当初予算額を上限に要求を認める。政策的経費は、一般財源ベースで令和2年度当初予算比マイナス10%シーリングとする。
4年度	経常的経費は、一般財源ベースで令和3年度当初予算額を上限に要求を認める。政策的経費は、一般財源ベースで令和3年度当初予算比マイナス3%シーリングとする。
5年度	経常的経費は、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）と比較して安易な増額要求とならないよう、全ての事業において、ゼロベースからの視点で見直し、徹底的に経費を削減した上での要求とする。政策的経費は、新規事業及び既存事業の大幅な増に係る要求は、既存事業の廃止や見直し、または新たな財源の確保とセットでの要求とする。
6年度	経常的経費は、令和5年度当初予算額（一般財源ベース）を上限とする。政策的経費は、新規事業及び既存事業の大幅な増に係る要求は、既存事業の廃止や見直しを行い、新たな財源の確保とセットで要求すること。
7年度	経常的経費は、令和6年度当初予算額（一般財源ベース）を上限とする。政策的経費は、合理的根拠（エビデンス）に基づき事業の効果を見極めた上で、既存事業の廃止や見直しを行うなど実効性を高め、新たな財源の確保とセットで要求すること。
8年度	経常的経費は、物価高による影響を適切に反映させつつ、事業内容の見直し等による経費縮減を図り、令和7年度当初予算額（一般財源ベース）を基準とする。政策的経費は、ゼロベースの視点で全ての事業の費用対効果を検証し、合理的根拠（エビデンス）に基づく優先度を見極め、事業の取捨選択を行った上で要求すること。